

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員被服貸与規則

平成27年3月30日規則第62号

### (目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、職員（事務局長が定める職員を除く。以下同じ。）に対する被服の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (被服の貸与)

第2条 作業環境上、労働安全衛生上又は職務上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、当該被服を貸与する。

2 前項の規定により職員に貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、貸与を受ける職員、貸与期間、貸与期日等については、事務局長が別に定める。

### (貸与被服の着用等)

第3条 職員は、その職務を遂行するに当たっては、貸与の目的に従い、貸与被服を着用しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 貸与被服の貸与を受けた職員は、貸与被服を貸与の目的以外に使用し、又は処分してはならない。

### (貸与被服の返納等)

第4条 貸与被服の貸与を受けた職員が、貸与期間中に次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに貸与被服を返納しなければならない。ただし、事務局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 退職又は失職した場合
- (2) 休職等により長期間職務に従事しない場合
- (3) 貸与被服の貸与を受けない職務に転じた場合

2 貸与期間が経過した貸与被服は、事務局長が返納を求める場合を除き、返納を要しない。

( 施行の細目 )

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。